

福岡県公報

令和3年7月13日
第 216 号

目次

告 示 (第684号 - 第689号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
公 告		
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	3
○福岡県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者の募集	(労働政策課)	3
○旧福岡県公会堂貴賓館の指定管理者の募集	(教育庁文化財保護課)	5
○福岡県平尾台自然観察センターの指定管理者の募集	(自然環境課)	6
○落札者等の公示	(教育庁施設課)	8
○福岡県立森林公園の指定管理者の募集	(林業振興課)	8
○福岡県緑化センターの指定管理者の募集	(林業振興課)	10
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	12
○福岡県営都市公園の指定管理者の募集	(公園街路課)	12
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	14
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	14

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	15
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	15
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	15
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	16
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	16
○令和3年度職業訓練指導員試験の実施	(職業能力開発課)	17
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	20
○福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開	(漁業管理課)	20
○漁船法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(漁業管理課)	21
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	21

教育委員会

○福岡県馬術競技場の指定管理者の募集	(教育庁体育スポーツ健康課)	21
○福岡県立総合プールの指定管理者の募集	(教育庁体育スポーツ健康課)	23
○福岡県青少年科学館の指定管理者の募集	(教育庁社会教育課)	24

雑 報

○令和2年度福岡県市町村職員共済組合の決算の公告	(市町村支援課)	26
○国土交通省九州地方整備局長による福岡広域都市計画道路事業の認可告示	(道路建設課)	26
○有料道路に関する工事の開始	(道路建設課)	27

告 示

福岡県告示第684号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月福岡県告

示第575号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八尋神田3	鞍手郡鞍手町大字八尋(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を鞍手町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第685号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成24年3月福岡県告示第576号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
八尋神田3	鞍手郡鞍手町大字八尋(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を鞍手町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第686号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八尋神田3	鞍手郡鞍手町大字八尋(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を鞍手町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第687号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
八尋神田3	鞍手郡鞍手町大字八尋(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を鞍手町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第688号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県 道	筑紫野 三 輪 線	前	筑紫野市大字山家3083番12先から 筑紫野市大字山家3127番1先まで	12.7 ～ 20.8	124.2
			後	筑紫野市大字山家3083番12先から 筑紫野市大字山家3127番1先まで	17.1 ～ 20.8	124.2

福岡県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	一般 国道	200号	前	筑紫野市大字山家3617番11先から 筑紫野市大字山家3720番11先まで	20.1 ～ 33.3	87.4
			後	筑紫野市大字山家3617番11先から 筑紫野市大字山家3720番11先まで	20.1 ～ 40.8	87.4

公 告**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和3年6月30日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社アライヴ	北九州市小倉南区八幡 町19番11号	宮本 真吾	令和2年3月31日 福岡県知事許可（般-1） 第113085号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 停止期間

令和3年7月14日から令和3年7月16日までの3日間

4 処分の原因となった事実

株式会社アライヴは、その業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和3年2月16日、小倉簡易裁判所において、罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

公告

福岡県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立北九州勤労青少年文化センター	北九州市小倉北区井堀五丁目1番3号

2 予定される指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当

でないとき、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

- (3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県立北九州勤労青少年文化センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) センターの利用料金の徴収に関する業務
- (3) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和3年7月13日（火）から令和3年9月10日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から令和3年9月10日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

ア 日時

令和3年8月5日（木）午後2時00分から午後4時00分まで

イ 場所

福岡県立北九州勤労青少年文化センター（北九州市小倉北区井堀五丁目1番3号）

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉労働部労働局労働政策課労働福祉係

電話 092-643-3587 ファクシミリ 092-643-3588

E-mail rosei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

旧福岡県公会堂貴賓館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
旧福岡県公会堂貴賓館	福岡市中央区西中洲6番29号

2 予定される指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 旧福岡県公会堂貴賓館（以下「貴賓館」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 貴賓館の施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に貴賓館の管理を行うことができると認めたものを指定管理者として指定する。

- (1) 4に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 貴賓館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他知事が貴賓館の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の提出先まで提出すること（持参に限る）。

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和3年7月13日（火）から令和3年9月10日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から令和3年9月10日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

令和3年8月2日（月） 午後1時00分から

イ 場所

旧福岡県公会堂貴賓館（福岡市中央区西中洲6番29号）

7 その他

県は、指定管理者と貴賓館の管理に関する基本協定を締結し、管理運営に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育総務部文化財保護課管理係（行政棟南棟4階）

電話092-643-3874 ファクシミリ092-643-3878

E-mail kbunkazai@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県平尾台自然観察センターの指定管理者を次のとおり募集します。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定管理者が管理を行う施設

名称	所在地
福岡県平尾台自然観察センター	北九州市小倉南区平尾台一丁目4番40号

2 予定される指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

- (3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県平尾台自然観察センター（以下「センター」という。）の利用管理に関する業務
- (2) センター施設及び設備の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所に持参又は郵送（郵便書留その他これに準じる方法）により提出すること。

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他知事が必要と認める書類

- (2) 申請書等の提出期間
令和3年7月13日（火）から令和3年9月10日（金）までの午前9時00分から午後5時45分まで（ただし、土、日、祝日を除く。）
- (3) 指定管理者の指定
知事は、(1)の申請のあった者の中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (4) 募集要領
指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、県ホームページに掲載する募集要領を参照のこと（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）。
- (5) 説明会の開催
 - ア 日時
令和3年8月12日（木）午後2時00分から
 - イ 場所
福岡県平尾台自然観察センター（北九州市小倉南区平尾台一丁目4番40号）
- 7 その他
県は、指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。
- 8 申請書等の提出先及び問合せ先
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県環境部自然環境課自然公園係
電話 092-643-3369 ファクシミリ 092-643-3222
E-mail shizen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
電子黒板等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県教育庁教育総務部施設課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和3年6月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
NTT・TCリース株式会社九州支店
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
95,709,240円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和3年5月21日

公告

福岡県立森林公園の指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定管理者が管理を行う施設
下記の施設について、それぞれ募集を行う。

名 称	所 在 地
福岡県立四王寺県民の森	大野城市、太宰府市及び糟屋郡宇美町
福岡県立夜須高原記念の森	朝倉郡筑前町

2 予定される指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参

加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県立森林公園（以下「森林公園」という。）の運営業務

ア 施設の利用の許可

イ 利用者の整理・指導

ウ 野外研修活動等の指導（福岡県立四王寺県民の森のみ）

エ イベントの開催（木工教室等）

(2) 森林公園の施設・設備の維持管理

ア 清掃業務

イ 警備業務

ウ 建物・設備保守点検業務

エ 施設設備の修繕・改良・改修

オ 植物管理

カ 備品の管理

(3) その他

ア 指定管理者が自主的に実施することができる事業（イベント等）

イ 四王寺県民の森協議会の事務局（福岡県立四王寺県民の森のみ）

ウ 新型コロナウイルス感染症対策

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から森林公園の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められた者を、指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、森林公園の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事が森林公園の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで郵送又は持参すること。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和3年7月13日（火）から令和3年9月10日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請があったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から令和3年9月10日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

森林公園ごとに、下記のとおり説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

名 称	日 時
福岡県立四王寺県民の森	令和3年8月5日（木）午後1時00分から午後3時00分まで
福岡県立夜須高原記念の森	令和3年8月3日（火）午後2時00分から午後4時00分まで

7 その他

県は、指定管理者と森林公園の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県農林水産部林業振興課緑化県営林係

電話 092-643-3536 ファクシミリ 092-643-3541

E-mail rinshinko@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県緑化センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県緑化センター	久留米市田主丸町益生田1125番地

2 予定される指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争

入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県緑化センター（以下「センター」という。）の運營業務

ア 施設の利用の許可

イ 利用者の整理・指導

ウ 関係市町村との連絡調整

エ 緑化に関する情報の収集及び提供

オ 緑化に関する相談

カ 緑化に関する講習会等の開催による普及啓発

キ 緑化技術に関する調査・指導

ク グリーンフェスティバルの事務局

ケ その他緑化の推進を図るために必要な業務

(2) センターの施設・設備の維持管理業務

ア 清掃業務

イ 警備業務

ウ 建物・設備保守点検業務

エ 施設設備の修繕・改良・改修

オ 植物管理

カ 備品の管理

(3) その他

ア 指定管理者が自主的に実施することができる事業（イベント等）

イ 緑化センター運営委員会の事務局

ウ 新型コロナウイルス感染症対策

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を、指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで郵送又は持参すること。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和3年7月13日（火）から令和3年9月10日（金）まで（ただし、土、日、祝

日を除く。)の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請があったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から令和3年9月10日(金)まで(ただし、土、日、祝日を除く。)の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)を参照のこと。

ア 日時

令和3年8月3日(火)午前10時30分から正午まで

イ 場所

福岡県緑化センター(久留米市田主丸町益生田1125番地)

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県農林水産部林業振興課緑化県営林係

電話 092-643-3536 ファクシミリ 092-643-3541

E-mail rinshinko@pref.fukuoka.lg.jp

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業(筑後市2期地区)	平成31年3月29日
農業用ため池整備事業(筑後市2期地区)	平成30年3月30日

公告

福岡県営都市公園の指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定管理者が管理を行う施設

下記の施設について、それぞれ募集を行う。

名称	所在地
東公園	福岡市博多区東公園
西公園及び大濠公園 (大濠公園能楽堂を除く。)	福岡市中央区西公園及び大濠公園
名島運動公園	福岡市東区名島二丁目
天神中央公園 (旧福岡県公会堂貴賓館を除く。)	福岡市中央区天神一丁目及び西中洲
春日公園	春日市原町三丁目

2 予定される指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件(グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件)を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、同一施設における単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次の(1)から(8)までに掲げるものとする。ただし、東公園及び天神中央公園にあっては、有料施設が存在しないことから、(1)並びに(4)及び(5)のうち有料施設に係る部分を除く。

- (1) 有料施設の利用の承認及び利用料金の徴収
- (2) 施設利用者への指示
- (3) 行為の制限及び許可に関する業務
- (4) 安全確保等のための施設の利用の禁止及び制限並びに有料施設の利用の承認の取

消し

(5) 福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）違反等の場合における有料施設の利用承認及び行為の許可の取消し等

(6) 行為の許可に伴う使用料の徴収

(7) 諸施設の維持及び保守に関する業務

(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に施設の管理を行うことができると認められたものを、指定管理者として指定する。

(1) 4に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。

(2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。

(3) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。

(4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。

(5) その他知事が施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和3年7月13日（火）から令和3年9月10日（金）まで（ただし、土、日、祝

日を除く。)の午前9時00分から午後5時45分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から令和3年9月10日(金)まで(ただし、土、日、祝日を除く。)の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

各施設ごとに、現地において、次のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)を参照のこと。

名 称	日 時
天神中央公園	令和3年8月2日(月)午前10時00分から
春日公園	令和3年8月3日(火)午後2時00分から
東公園	令和3年8月4日(水)午後2時00分から
名島運動公園	令和3年8月5日(木)午後2時00分から
西公園及び大濠公園	令和3年8月6日(金)午後2時00分から

7 その他

県は、指定管理者と各施設の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部公園街路課管理係

電話 092-643-3724 ファクシミリ 092-643-3752

E-mail koen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年6月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン南行橋

(2) 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外10社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外10社

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和3年6月22日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ゆめタウン遠賀
(2) 所在地 遠賀郡遠賀町松の本一丁目1番1号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外16社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外16社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和3年6月22日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ゆめタウン大川
(2) 所在地 大川市大字上巻字野口430-1外
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外26社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外24社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和3年6月22日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ゆめタウン大牟田（本棟）
(2) 所在地 大牟田市東新町一丁目7番 外
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外54社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外47社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年6月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン大牟田（別棟）

(2) 所在地 大牟田市東新町二丁目28番地 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外8社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外8社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年6月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン久留米

(2) 所在地 久留米市新合川一丁目39番地 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外118社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外116社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年6月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス酒殿店

(2) 所在地 糟屋郡粕屋町酒殿「酒殿駅南土地区画整理事業」仮換地：16街区の3、4、5、6

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
--------	----

株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
------------	----------------	--------------------

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和4年3月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,201.05平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南側、西側	45
合計	45

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物西側	15
合計	15

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南東側	27.0
合計	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)

建物内南東側	3.85
合計	3.85

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	建物南側、南西側、北西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分

公告

令和3年度職業訓練指導員試験を次のように実施する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 試験職種

ア 学科試験及び実技試験を行うもの

事務科及び情報処理科

イ 学科試験のうち指導方法の試験のみを行うもの

- (1) 園芸科 (2) 造園科 (3) 森林環境保全科 (4) 鉄鋼科 (5) 鑄造科 (6) 鍛造科 (7) 熱処理科 (8) 塑性加工科 (9) 溶接科 (10) 構造物鉄工科 (11) 金属表面処理科 (12) 機械科 (13) 電子科 (14) 電気科 (15) コンピュータ制御科 (16) 発電電科 (17) 送配電科 (18) 電気工事科 (19) 自動車製造科 (20) 自動車

整備科 (21) 自動車車体整備科 (22) 航空機製造科 (23) 航空機整備科 (24) 鉄道車両科 (25) 造船科 (26) 時計科 (27) 光学ガラス科 (28) 光学機器科 (29) 計測機器科 (30) 理化学機器科 (31) 製材機械科 (32) 内燃機関科 (33) 建設機械科 (34) 農業機械科 (35) 縫製機械科 (36) 織布科 (37) 織機調整科 (38) 染色科 (39) ニット科 (40) 洋裁科 (41) 洋服科 (42) 縫製科 (43) 和裁科 (44) 寝具科 (45) 帆布製品科 (46) 木型科 (47) 木工科 (48) 工業包装科 (49) 紙器科 (50) 製版・印刷科 (51) 製本科 (52) プラスチック製品科 (53) レザー加工科 (54) ガラス科 (55) ほうろう製品科 (56) 陶磁器科 (57) 石材科 (58) 麺科 (59) パン・菓子科 (60) 食肉科 (61) 水産物加工科 (62) 発酵科 (63) 建築科 (64) 枠組壁建築科 (65) とび科 (66) 建設科 (67) プレハブ建築科 (68) 屋根科 (69) スレート科 (70) 建築板金科 (71) 防水科 (72) サッシ・ガラス施工科 (73) 畳科 (74) インテリア科 (75) 床仕上げ科 (76) 表具科 (77) 左官・タイル科 (78) 築炉科 (79) ブロック建築科 (80) 熱絶縁科 (81) 冷凍空調機器科 (82) 配管科 (83) 住宅設備機器科 (84) さく井科 (85) 土木科 (86) 測量科 (87) 建築物設備管理科 (88) ボイラー科 (89) クレーン科 (90) 建設機械運転科 (91) 港湾荷役科 (92) 化学分析科 (93) 公害検査科 (94) 木材工芸科 (95) 竹工芸科 (96) 漆器科 (97) 貴金属・宝石科 (98) 印章彫刻科 (99) 塗装科 (100) 広告美術科 (101) デザイン科 (102) 義肢装具科 (103) 電気通信科 (104) 電話交換科 (105) 貿易事務科 (106) 流通ビジネス科 (107) 写真科 (108) 介護サービス科 (109) 理容科 (110) 美容科 (111) ホテル・旅館・レストラン科 (112) 観光ビジネス科 (113) 日本料理科 (114) 中国料理科 (115) 西洋料理科 (116) 臨床検査科 (117) フラワー装飾科 (118) メカトロニクス科 (119) フォークリフト科 (120) 建築物衛生管理科 (121) 福祉工学科

2 受験資格

ア 事務科及び情報処理科を受験する場合

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第3項による受験資格を有する者

イ 全職種について学科試験の指導方法のみを受験する場合

法第30条第3項による受験資格を有し、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年

労働省令第24号。以下「省令」という。）第46条の表上欄のいずれかの項（複数可）に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることのできる者

3 試験の免除範囲

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者であって、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科

免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験
省令第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

4 受験資格のない者

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験

(1) 科目

試験は、次の表の免許職種の欄に掲げる職種について、それぞれ同表の試験の科目欄に掲げる試験を実施する。

免許職種	試験の科目
事務科	1 学科試験 (1) 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。） (2) 関連学科のうち系基礎学科 ①事務一般（企業形態、企業組織、応接法、OA機器、関係法規） ②安全衛生（安全管理、衛生管理） (3) 関連学科のうち専攻学科 ①事務（総務実務、文書実務、人事実務、営業実務、OA事務） ②簿記・会計（商業簿記、工業簿記、原価計算、財務諸表論、税務計算） 2 実技試験 文書実務、計算実務、簿記及び会計実務

情報処理科	1 学科試験 (1) 指導方法 (2) 関連学科のうち系基礎学科 ①ソフトウェア（言語理論、プログラミング言語、オペレーティングシステム、データベース構造） ②ハードウェア（情報理論、CPU、周辺装置、コンピュータ・アーキテクチャ） ③ネットワーク（プロトコル、LAN） ④情報工学（情報科学、情報数学、情報セキュリティ） ⑤経営工学（経営管理、生産管理） ⑥安全衛生（安全管理、衛生管理） (3) 関連学科のうち専攻学科 システム設計（コード設計、構造設計、画面設計、ファイル設計、モジュール設計、運用設計、データベース設計、プログラム設計） 2 実技試験（ペーパーテスト） システム設計、プログラム設計
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法

(2) 期日及び場所

試験職種	試験区分	期日	場所
事務科	学科試験	令和3年9月15日 (水曜日)	福岡県吉塚合同庁舎803号室 (福岡市博多区吉塚本町13番50号)
	実技試験	令和3年9月18日 (土曜日)	福岡県立大牟田高等技術専門校（大牟田市大字歴木475番地）
情報処理科	学科試験 実技試験	令和3年9月15日 (水曜日)	福岡県吉塚合同庁舎803号室 (福岡市博多区吉塚本町13番50号)
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法		

(3) 試験時間

試験時間は、午前9時00分から午後5時00分までの間において、別に指示する時間とする。

6 受験申請手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に次に掲げる書類及び受験手数料を添えて、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「職

業能力開発課」という。)へ提出すること。

(ア) 試験の免除を受けようとする者は、これを証する書面

(イ) 受験票及び写真票(受験票には63円切手を、写真票には写真を貼ること。)

イ 受験申請書、受験票及び写真票の用紙は、職業能力開発課、各福岡県立高等技術専門学校、福岡障害者職業能力開発校及び福岡県職業能力開発協会で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒(定形外角2号封筒)を必ず同封し、職業能力開発課へ申し込むこと。

ウ 受験手数料は、学科試験申込みにあつては3,100円を、実技試験申込みにあつては15,800円を福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申請受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受付期間は、令和3年7月28日(水曜日)から令和3年8月18日(水曜日)までとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は、受付を行わない。

イ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 合格発表

- (1) 合格者は、令和3年10月6日(水曜日)に受験番号のみ発表する。
- (2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

8 その他

受験手続その他の問合せは、職業能力開発課(電話092-643-3603)に行うこと。問合せを郵便で行う場合は、宛先及び郵便番号を明記して、84円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約の名称
放置駐車違反処理システム機器等賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日
令和3年5月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
三井トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
 - (2) 住所
東京都港区芝浦1-2-3
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)
304,690,320円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和3年4月16日

公告

福岡県漁業調整規則(昭和43年福岡県規則第64号)第48条4項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 不利益処分の根拠となる法令の条項
福岡県漁業調整規則第48条第1項

2 聴聞の期日及び場所

令和3年7月28日 14時30分

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階
海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話番号092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

公告

漁船法（昭和25年法律第178号）第19条において準用する同法第7条第2項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開により行うので、公告する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 不利益処分根拠となる法令の条項

漁船法第19条第2号

2 聴聞の期日及び場所

期日 令和3年7月28日 15時15分

場所 福岡県庁北棟4階 海区漁業調整委員会室
福岡市博多区東公園7番7号

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話番号 092-651-1111（内線2123）

郵便番号 812-8577

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により福津市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年7月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和3年7月1日福津市告示第150号）

教育委員会

公告

福岡県馬術競技場の指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年7月13日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名称	所在地
福岡県馬術競技場	古賀市筵内564番地

2 予定される指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する

者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県馬術競技場（以下「馬術場」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 馬術場の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 馬術場の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から馬術場の設置の目的を最も効

果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができ、住民の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、馬術場の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他福岡県教育委員会が馬術場の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和3年7月13日（火）から令和3年9月10日（金）まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から令和3年9月10日（金）まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

令和3年8月2日(月) 午後2時00分から

イ 場所

福岡県馬術競技場(古賀市筵内564番地)

7 その他

福岡県教育委員会は、指定管理者と馬術場の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係(行政棟南棟4階)

電話 092-643-3921 ファクシミリ 092-643-3926

電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県立総合プールの指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年7月13日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立総合プール	福岡市博多区東平尾公園二丁目1番3号

2 予定される指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件(グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件)を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)又は会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県立総合プール(以下「プール」という。)の利用の許可に関する業務

(2) プールの利用料金の徴収に関する業務

(3) プールの諸施設の維持及び保守に関する業務

(4) 自主企画事業(施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実

施する事業)

(5) (1)から(4)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からプールの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができ、住民の平等な利用が確保されるものであること。

(2) 事業計画の内容が、プールの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他福岡県教育委員会がプールの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和3年7月13日（火）から令和3年9月10日（金）まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。
募集要領の配布は、この公告の日から令和3年9月10日（金）まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

令和3年8月6日（金） 午前10時00分から

イ 場所

福岡県立総合プール（福岡市博多区東平尾公園二丁目1番3号）

7 その他

福岡県教育委員会は、指定管理者とプールの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）

電話 092-643-3921 ファクシミリ 092-643-3926

電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県青少年科学館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年7月13日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県青少年科学館	久留米市東櫛原町1713番地

2 予定される指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づき、会社の更正、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

- (3) グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県青少年科学館（以下「科学館」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 科学館の施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から科学館の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを、指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、科学館の効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他福岡県教育委員会が科学館の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和3年7月13日（火）から令和3年9月10日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。

募集要領の配布は、この公告の日から令和3年9月10日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

令和3年7月30日（金）午後3時00分から午後5時00分まで

イ 場所

福岡県青少年科学館（久留米市東櫛原町1713番地）

7 その他

県は、指定管理者と科学館の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部社会教育課総務・文化係（行政棟北棟4階）

電話（092）643-3886 ファクシミリ（092）643-3889

電子メール ksyakai@pref.fukuoka.lg.jp

雑報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定に基づき、令和2年度決算の要旨を公告する。

令和3年7月13日

福岡県市町村職員共済組合

理事長 井上幸春

損益計算書の要旨

(単位：千円)

Table with 12 columns: 経理区分, 短期, 厚生年金保険, 退職等年金, 経過的長期, 退職等年金預託金管理, 経過的長期預託金管理, 業務, 保健, 貯金, 貸付, 物資. Rows include 負担金, 掛金, 特定健康診査等収入, 組合員貸付金利息, 受託商品手数料, 補助金・交付金, 利息及び配当金等, その他の収入.

Table with 12 columns: 他経理から繰入金, 前年度支払準備金, 計, 給付金, 役員員給与, 旅費・事務費, 支払利息, 前期高齢納付金, 老人・退職者拠出金, 連合会払込金, 連合会拠出金, 連合会分担金, 負担金払込金, 事務費負担金払込金, 厚生費, 特定健康診査等費, その他の支出, 他経理へ繰入金, 次年度支払準備金, 計, 差引当期利益金又は当期損失金(△).

貸借対照表の要旨

Table with 12 columns: 流動資産, 固定資産, 資産合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 資本剰余金, 利益剰余金(欠損金), 純資産合計, 負債・純資産合計.

福岡北九州高速道路公社公告第6号

国土交通省九州地方整備局長の認可告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月13日

福岡北九州高速道路公社

理事長 喜安和秀

1 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業1・4・1-3号都市高速道路3号線及び3・3・1-28号博多駅志免線

2 施行者の名称

福岡北九州高速道路公社

3 事務所の所在地

福岡県福岡市東区東浜二丁目 7 番 53 号

4 事業地の所在

収用の部分

福岡県福岡市博多区豊一丁目、豊二丁目、吉塚三丁目、吉塚四丁目、吉塚八丁目、
大字堅粕及び大字下臼井地内

使用の部分

なし

福岡北九州高速道路公社公告第 7 号

道路の工事を行うので、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 22 条第 1 項の
規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 7 月 13 日

福岡北九州高速道路公社

理事長 喜安 和秀

1 路線名

福岡市道福岡高速 3 号線

2 工事の区間

福岡市博多区豊二丁目地内から福岡市博多区大字下臼井地内まで

3 工事の種類

新設工事

4 工事開始の日

令和 3 年 7 月 14 日